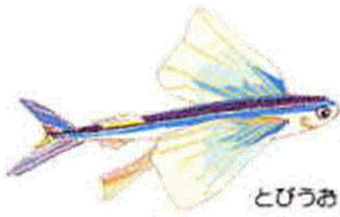


第23期漁調委だより（第9回）



令和8年6月26日
京都海区漁業調整委員会

《京都海区漁業調整委員会の開催結果》

1 開催期日

令和8年6月2日（火）14:00～15:50

2 開催場所

宮津市字小田宿野 1029-3 京都府水産事務所 3階研修室

3 審議事項

(1) 特定水産資源（ぶり）の漁獲可能量について（諮問）【京都府】

京都府知事からの諮問について審議しました。この諮問は、令和8管理年度(令和8年7月1日から令和9年6月30日まで)における、ぶりの知事管理漁獲可能量について定めるものです。

審議の結果、原案に異議のないことを議決、その旨を知事に答申することとなりました。

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量
ぶり	京都府ぶり漁業	試行水準

(2) 特定水産資源(まさば及びごまさば、ずわいがに)の漁獲可能量について（諮問）【京都府】

京都府知事からの諮問について審議しました。この諮問は、令和8管理年度(令和8年7月1日から令和9年6月30日まで)における、まさば及びごまさば、ずわいがにの各系群ごとの知事管理漁獲可能量について定めるものです。

審議の結果、原案に異議のないことを議決、その旨を知事に答申することとなりました。

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量
まさば及びごまさば対馬暖流系群	京都府まさば及びごまさば漁業	現行水準
ずわいがに日本海系群A海域	京都府ずわいがに漁業	25トン

(3) 小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業）の制限措置等について（諮問）【京都府】

京都府知事からの諮問について審議しました。この諮問は、知事許可漁業の「小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業）」について、京都府漁船及び福井県からの入会許可船の制限措置（許可隻数、船の大きさ、操業区域、漁業時期及び漁業者の資格等）を定めるものです。

審議の結果、原案に異議のないことを議決、その旨を知事に答申することとなりました。

制限措置等の内容は以下のとおりです。

申請すべき期間：令和8年7月1日～令和8年7月31日

許可の有効期間：【京都府内の漁船】令和8年9月1日～令和13年8月31日

【京都府外の漁船】令和8年9月1日～令和9年8月31日

漁業種類	手繰第一種漁業（機船底びき網漁業）		
許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	2 隻	1 1 隻	5 隻
船舶の総トン数	1 5 トン未満	1 0 トン未満	1 0 トン以上 1 5 トン未満
操業区域	京都府沖合海面	東経 135 度 20.0 分の線以东の 京都府沖合海面	
漁業時期	9 月 1 日から翌年 5 月 3 1 日まで		
漁業を営む者の資格	京都府に住所を 有する者	「京都府海域に入漁する小型機船 底びき網漁業の操業に関する議定 書」第 2 の 2 に規定する「許可申 請予定者名簿」に記載の者	

4 その他

- (1) 令和7年度のくろまぐろの融通及び漁獲結果について京都府から報告。
- (2) 令和8年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会（第62回）について事務局から報告。
- (3) 「大中型まき網漁業との調整を考える会」第38回幹事会について事務局から報告。
- (4) 第23期京都海区漁業調整委員会の今年度の予定について事務局から報告。

5 お知らせ

次回委員会は、令和8年7月14日（火）14：00～開催予定

京都海区漁業調整委員会事務局（京都府水産事務所内）

〒626-0052 京都府宮津市字小田宿野 1029-3

TEL 0772-22-4438 FAX 0772-22-3289

メール kaiku-chousei@pref.kyoto.lg.jp

